

お詫びと訂正のお願い

下記のとおり、「昇任S・Aシステム東京2026」に誤った掲載がありました。
深くお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

頁	科目	問	枝	正	誤
252	刑法	4	(5)	枝文の「日本の刑法が適用 <u>される</u> 」	枝文の「日本の刑法が適用 <u>されない</u> 」
494	刑事	124	(4)	枝文の「……公認会計士や税理士は、この義務主体から除外されていない」 ※ 令和6年4月1日施行の改正犯収法により、公認会計士や税理士は、義務主体としての特定事業者から除外されていない。	枝文の「……公認会計士や税理士は、この義務主体から <u>除外されている</u> 」